

松前町コミュニティバス運行管理業務仕様書

松前町コミュニティバス運行管理業務の業務内容及び業務範囲はこの仕様書による。

1 委託業務名

松前町コミュニティバス運行管理業務

2 目的

本業務は、住民の移動手段を確保し、利便性の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 13 年3月 31 日まで

4 業務委託について

長期継続契約

5 運行形態

(1) 運行主体 松前町

(2) 運行の種類 自家用有償旅客運送(道路運送法第 78 条第2号)

6 運行車両

運行に使用する車両は、町が調達する。

(1) マイクロバス(三菱ふそうトラック・バス(株)ローザ) 1台(乗車定員 25 名)

(2) 普通自動車(トヨタ自動車(株)ハイエースワゴン) 1台(乗車定員 10 名)

7 運行経路及びダイヤ

別添のとおり(検討中であり、変更になる可能性あり)。

令和9年1月中頃の運行開始を目指して検討中(定時定路線)であるため、策定に当たって受託者に意見を聴取することがある。

8 運休日

12月29日～1月3日

上記のほか、やむを得ず運休する場合は委託者と受託者で早期に協議の上、広く住民に周知する。

9 運賃(使用料)

収受する運賃は下表のとおりとする。

利用者区分	使用料
中学生以上 75 歳未満	200 円
75 歳以上	無料
障がい者	無料
障がい者の介助者	100 円
小学生	100 円
未就学児	無料

※75 歳以上及び障がい者については、証明書類の提示を求める。

※未就学児は、同伴者1人につき2人までは無料、3人目以降は 100 円とする。

10 業務内容

業務内容は、有償旅客運送に必要な運行管理、車両管理及び運行業務とし、以下のとおりとする。

- (1) 道路運送法第 78 条に基づく自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)業務
- (2) 運賃の徴収及び収納業務
- (3) 車両の日常点検及び車検等整備点検業務
- (4) 日々の運行管理記録作成業務
- (5) 便ごとにバス停別乗降者数を日々記録し、報告する業務
- (6) バス停看板及び周辺環境の維持管理業務
- (7) その他バス運行に付随する業務

11 運行業務について

- (1) 車両を運転する者は、普通自動車第一種免許取得者で国土交通大臣認定有償運送運転者講習を修了した者及び業務開始までに修了可能な者又は普通自動車第二種免許を有する者であること。
- (2) 乗務員は、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号)」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障を及ぼさないようにすること。
- (3) 乗務員は、松前町コミュニティバスを運転していることを自覚し、安全運転に努めること。
- (4) 車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。
- (5) 事故発生時には、責任ある対応で被害・加害を問わず町と連携して解決すること。
- (6) 事故発生時には、遅滞なく町所管課に報告すること。

12 バス停看板及び周辺環境の維持管理業務について

バス停看板及び周辺環境の維持管理業務は、時刻表等の掲示物の状況確認や貼り替え、バス停看板付近の軽微なゴミの回収その他これらに付随する軽微な業務とする。なお、看板等設備の補修や除草作業、大量の廃棄物の処理については含まないものとする。ただし、バス停看板周辺の環境について異常を発見した場合には、遅滞なく松前町に情報共有すること。

13 委託料について

- (1) 委託料は、乗務員人件費、運行管理者人件費、整備管理者人件費、労務管理費（乗務員の募集や研修に係る費用を含む）、燃料費、車両維持管理に係る費用、諸経費等とする。
- (2) 委託料の支払いは、分割払いとし、別途町と受託者で協議の上、定めるものとする。

14 関係法令及び条例等の遵守

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も他に漏らしてはならない。

15 その他

- (1) 受託者は、本業務中に第三者に損害を与えたときは、町で加入する任意保険にてその損害のすべての賠償を行うものとする。ただし、運転者に係る保険については受託者において加入するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて協議することとする。